

- 新学習指導要領では、英語を使って聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。
- 授業中、「おおむね言語活動を行っている」または「半分以上の時間、言語活動を行っている」と回答した英語担当教師の割合は、昨年と比べ、中学校の全体で2.3ポイント、高等学校の全体で3.5ポイント上昇した。一方、中学校で8割近く行われていた言語活動が、高等学校において5割程度に下がる傾向がみられる。

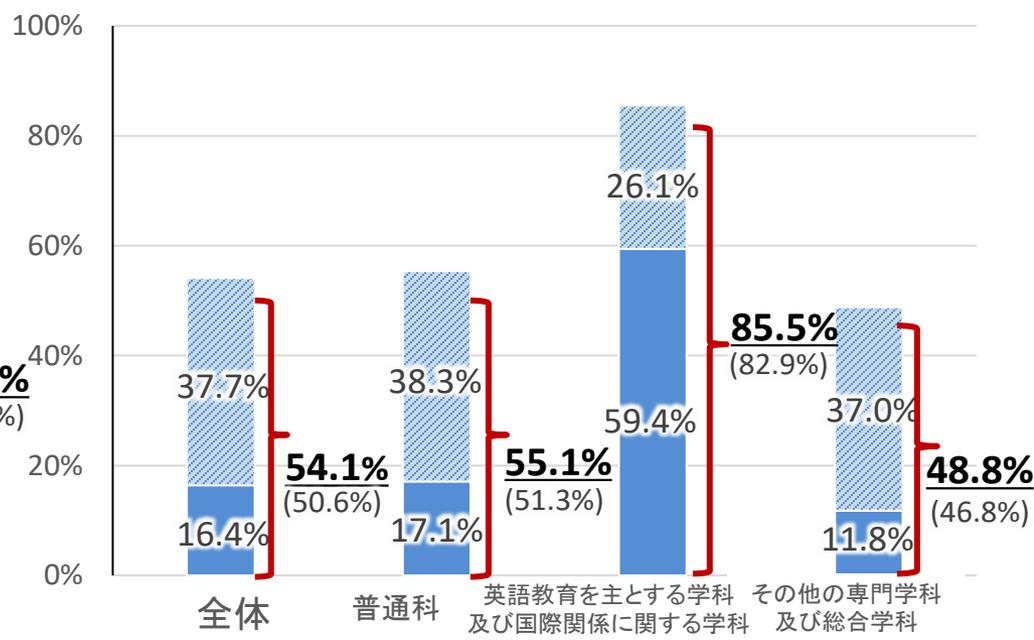
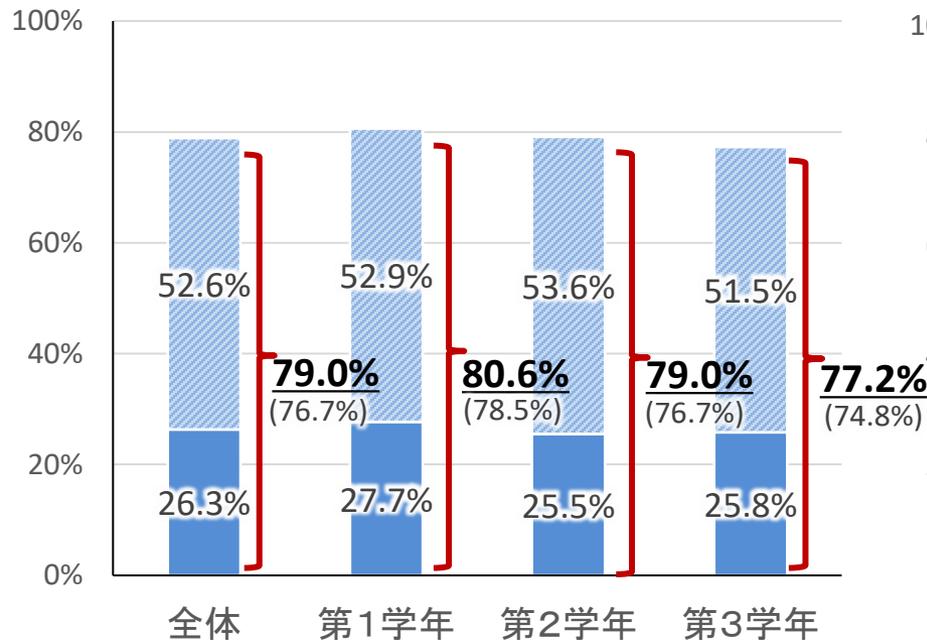
(※参考) 中学校 外国語：目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 半分以上の時間、言語活動を行っている(50~75%程度)
- 授業中、おおむね言語活動を行っている(75%程度以上)

【中学校】

【高等学校】



※割合の合計は、小数点第2位切り上げ前の数字を合計して算出しているため、小数点切り上げ後の割合の和と一致しないことがある。

※ ( ) 内は、昨年度の値。

- 新学習指導要領では、英語を使って聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。
- 授業中、「おおむね言語活動を行っている」または「半分以上の時間、言語活動を行っている」と回答した英語担当教師の割合は、昨年と比べ、中学校の全体で2.3ポイント、高等学校の全体で3.5ポイント上昇した。一方、中学校で8割近く行われていた言語活動が、高等学校において5割程度に下がる傾向がみられる。

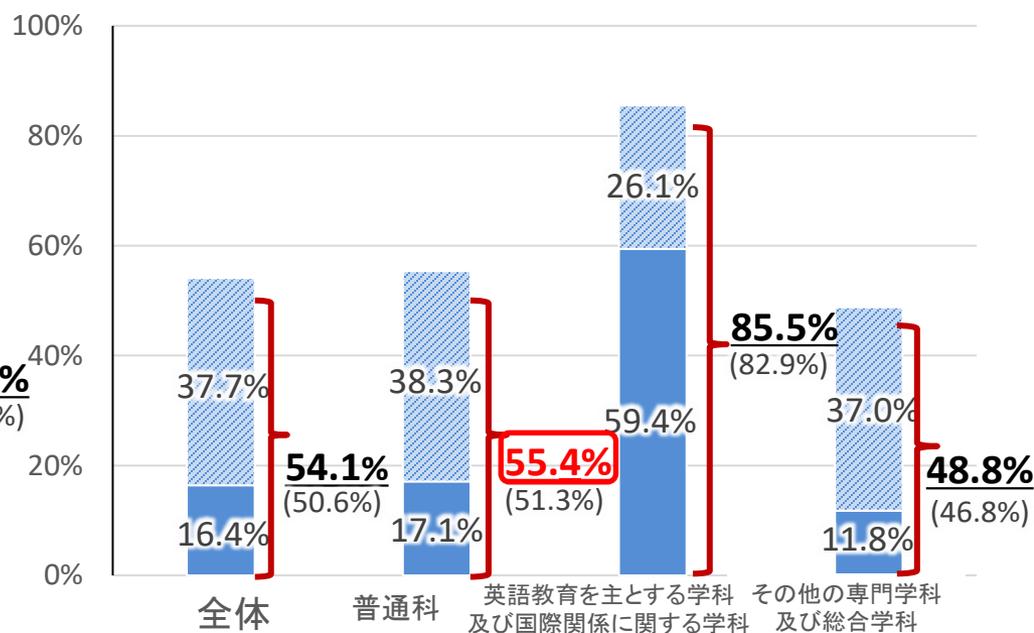
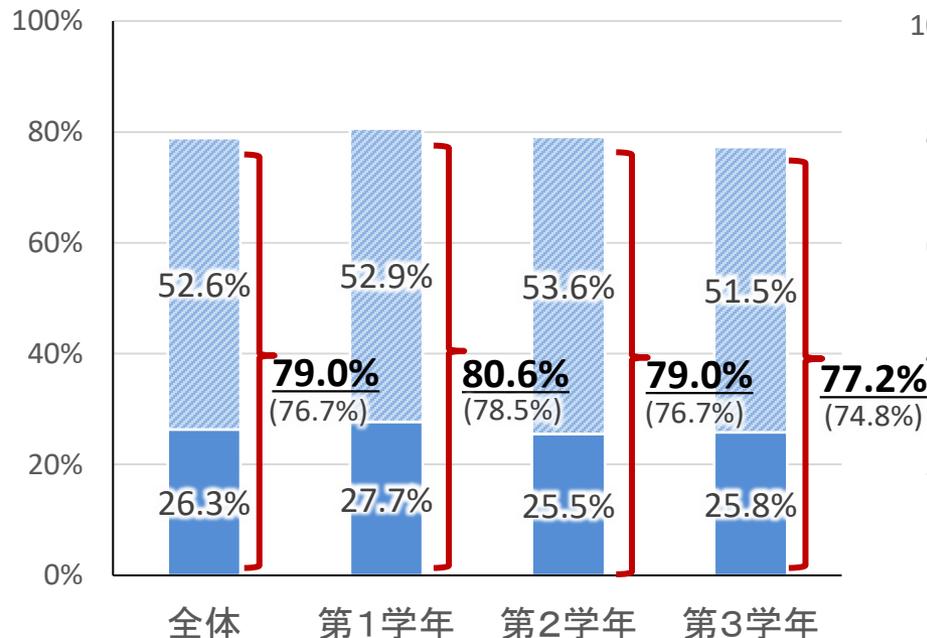
(※参考) 中学校 外国語：目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- 半分以上の時間、言語活動を行っている(50~75%程度)
- 授業中、おおむね言語活動を行っている(75%程度以上)

【中学校】

【高等学校】



※割合の合計は、小数点第2位切り上げ前の数字を合計して算出しているため、小数点切り上げ後の割合の和と一致しないことがある。

※ ( ) 内は、昨年度の値。

○新学習指導要領の目標では、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。ALT等の活用人数の純数(兼務を含まない)はH30年度より588名増加している。

(参考) 中学校学習指導要領第2章第9節 外国語

3 指導計画の作成と内容の取扱い(1) 指導計画の作成上の配慮

キ 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

| 校種/形態 | JET<br>プログラム      | 直接任用              | 労働者<br>派遣契約       | 請負契約             | その他               | 合計                              |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------------------|
| 小学校   | 2,651人<br>(19.9%) | 2,639人<br>(19.8%) | 2,789人<br>(20.9%) | 1,186人<br>(8.9%) | 4,061人<br>(30.5%) | <b>13,326人</b><br>[H30 13,044人] |
| 中学校   | 2,771人<br>(33.8%) | 1,562人<br>(19.0%) | 2,201人<br>(26.8%) | 856人<br>(10.4%)  | 813人<br>(9.9%)    | <b>8,203人</b><br>[H30 8,019人]   |
| 高等学校  | 1,707人<br>(61.3%) | 478人<br>(17.2%)   | 343人<br>(12.3%)   | 108人<br>(3.9%)   | 147人<br>(5.3%)    | <b>2,783人</b><br>[H30 2,794人]   |

|           |                           |                           |                           |                          |                           |                |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------|
| <b>純計</b> | <b>5,117人<br/>(25.9%)</b> | <b>3,656人<br/>(18.5%)</b> | <b>4,490人<br/>(22.8%)</b> | <b>1,733人<br/>(8.8%)</b> | <b>4,733人<br/>(24.0%)</b> | <b>19,729人</b> |
| H30年度純計   | 4,860人<br>(25.3%)         | 3,609人<br>(18.8%)         | 3,741人<br>(19.5%)         | 2,163人<br>(11.3%)        | 4,831人<br>(25.2%)         | 19,204人        |

※「小学校」「中学校」「高等学校」の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。

※「純計」欄は、小・中・高等学校の学校種間で兼務している場合に、重複して計算しないよう調整した人数。

※「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材(日本人を含む。)の人数。

※( )内は、各項目の合計数に占める割合。

○新学習指導要領の目標では、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されている。ALT等の活用人数の純数(兼務を含まない)はH30年度より**515名**増加している。

(参考) 中学校学習指導要領第2章第9節 外国語

3 指導計画の作成と内容の取扱い(1) 指導計画の作成上の配慮

キ 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。

| 校種/形態 | JET<br>プログラム      | 直接任用              | 労働者<br>派遣契約       | 請負契約             | その他               | 合計                              |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------------------|
| 小学校   | 2,651人<br>(19.9%) | 2,639人<br>(19.8%) | 2,789人<br>(20.9%) | 1,186人<br>(8.9%) | 4,061人<br>(30.5%) | <b>13,326人</b><br>[H30 13,044人] |
| 中学校   | 2,771人<br>(33.8%) | 1,562人<br>(19.0%) | 2,201人<br>(26.8%) | 856人<br>(10.4%)  | 813人<br>(9.9%)    | <b>8,203人</b><br>[H30 8,019人]   |
| 高等学校  | 1,707人<br>(61.3%) | 478人<br>(17.2%)   | 343人<br>(12.3%)   | 108人<br>(3.9%)   | 147人<br>(5.3%)    | <b>2,783人</b><br>[H30 2,794人]   |

|           |                                 |                                 |                                 |                                |                                 |                |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------|
| <b>純計</b> | <b>5,105人</b><br><b>(26.0%)</b> | <b>3,630人</b><br><b>(18.5%)</b> | <b>4,489人</b><br><b>(22.8%)</b> | <b>1,732人</b><br><b>(8.8%)</b> | <b>4,711人</b><br><b>(24.0%)</b> | <b>19,667人</b> |
| H30年度純計   | 4,847人<br>(25.3%)               | 3,584人<br>(18.7%)               | 3,740人<br>(19.5%)               | 2,162人<br>(11.3%)              | 4,819人<br>(25.2%)               | 19,152人        |

※「小学校」「中学校」「高等学校」の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。

※「純計」欄は、小・中・高等学校の学校種間で兼務している場合に、重複して計算しないよう調整した人数。

※「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材(日本人を含む。)の人数。

※( )内は、各項目の合計数に占める割合。

## J E T プログラムに係る地方財政措置について

### J E T プログラムとは

- 地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び（財）自治体国際化協会（C L A I R）の協力の下に、外国人青年を招致する事業。1987年より開始。
- 各地で、外国語指導助手（A L T）、国際交流員（C I R）、スポーツ国際交流員（S E A）として活躍。
- 各自治体の要望により、離島・山間地等を含め、日本全国各地への配置が可能。
- 外国語教育の充実、地域レベルの国際交流、地域の国際化等に貢献。

### J E T プログラムによりALTを任用する自治体に対する地方財政措置

- 都道府県：J E T参加者の任用に要する経費について、普通交付税措置（※）  
 （例）・標準団体（人口170万人）の場合約2億4千万円（J E Tプログラムコーディネーターに係る経費の地方交付税措置含む）  
 ：私立学校におけるJ E T参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について特別交付税措置  
 （算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5）
- 市町村：J E T参加者の任用に要する経費について、J E T参加者数に応じた額が普通交付税措置  
 （例）・標準団体（人口10万人）の場合：120万円 + （J E T参加者数×482万円）  
 ：J E Tプログラムコーディネーターに係る経費について特別交付税措置  
 （算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

（※）令和元年度より、J E T参加者の任用に要する経費（一人当たり）に係る普通交付税措置（590万円）について602万円に増額

### J E T - A L T に求められる役割

- 教師と協力したティーム・ティーチング（協同授業）等の実施
- 児童生徒と英語による即興的な会話
- 協働での授業づくり・教材づくり
- 児童生徒に生きた英語の提供
- 児童生徒との信頼関係に基づいた日常的な触れ合い
- 授業中の児童生徒へのきめ細やかな支援

### 外国人指導助手の活用状況

※令和元年度英語教育実施状況調査より

| 校種／<br>形態 | J E T<br>プログラム | その他      | 計        |
|-----------|----------------|----------|----------|
| 小学校       | 2, 651人        | 10, 675人 | 13, 326人 |
| 中学校       | 2, 771人        | 5, 432人  | 8, 203人  |
| 高等学校      | 1, 707人        | 1, 076人  | 2, 783人  |
| 純計        | 5, 117人        | 14, 612人 | 19, 729人 |

※各学校種の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。  
 ※「純計」欄は、学校種間で兼務している場合に、重複して計算しないよう調整した人数。  
 ※「その他」は、直接任用、労働者派遣契約、請負契約等を含む人数。

# J E T プログラムに係る地方財政措置について

## J E T プログラムとは

- 地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び（財）自治体国際化協会（C L A I R）の協力の下に、外国人青年を招致する事業。1987年より開始。
- 各地で、外国語指導助手（A L T）、国際交流員（C I R）、スポーツ国際交流員（S E A）として活躍。
- 各自治体の要望により、離島・山間地等を含め、日本全国各地への配置が可能。
- 外国語教育の充実、地域レベルの国際交流、地域の国際化等に貢献。

## J E T プログラムによりALTを任用する自治体に対する地方財政措置

- 都道府県：J E T参加者の任用に要する経費について、普通交付税措置（※）  
 （例）・標準団体（人口170万人）の場合約2億4千万円（J E Tプログラムコーディネーターに係る経費の地方交付税措置含む）  
 ：私立学校におけるJ E T参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について特別交付税措置  
 （算定：地方単独事業で一人上限602万円×0.5）
- 市町村：J E T参加者の任用に要する経費について、J E T参加者数に応じた額が普通交付税措置  
 （例）・標準団体（人口10万人）の場合：120万円 + （J E T参加者数×482万円）  
 ：J E Tプログラムコーディネーターに係る経費について特別交付税措置  
 （算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5）

（※）令和元年度より、J E T参加者の任用に要する経費（一人当たり）に係る普通交付税措置（590万円）について602万円に増額

## J E T - A L T に求められる役割

- 教師と協力したティーム・ティーチング（協同授業）等の実施
- 児童生徒と英語による即興的な会話
- 協働での授業づくり・教材づくり
- 児童生徒に生きた英語の提供
- 児童生徒との信頼関係に基づいた日常的な触れ合い
- 授業中の児童生徒へのきめ細やかな支援

## 外国人指導助手の活用状況

※令和元年度英語教育実施状況調査より

| 校種／<br>形態 | J E T<br>プログラム | その他      | 計        |
|-----------|----------------|----------|----------|
| 小学校       | 2, 651人        | 10, 675人 | 13, 326人 |
| 中学校       | 2, 771人        | 5, 432人  | 8, 203人  |
| 高等学校      | 1, 707人        | 1, 076人  | 2, 783人  |
| 純計        | 5, 105人        | 14, 562人 | 19, 667人 |

※各学校種の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。

※「純計」欄は、学校種間で兼務している場合に、重複して計算しないよう調整した人数。

※「その他」は、直接任用、労働者派遣契約、請負契約等を含む人数。